限定承認公告

本籍東京都八王子市北野台二丁目二一番、最後の住所東京都八王子市北野台二丁目二一番一二　被相続人　亡　清水　敬三

右被相続人は平成二十二年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年三月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月八日

富山県富山市八尾町井田五三六　限定承認者　清水　裕之

限定承認公告

本籍岐阜県羽島市正木町大浦一三二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安藤　年一

右被相続人は平成二十一年十月九日死亡し、その相続人は平成二十三年三月二十八日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月八日

岐阜県羽島市足近町七丁目二八五番地　相続財産管理人　安藤　幸生

限定承認公告

国籍大韓民国、最後の住所大阪市住之江区新北島三丁目八番三五号　被相続人　亡　金田勝利こと　金　錫台

右被相続人は平成二十二年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十三年三月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月八日

大阪市住之江区新北島三丁目八番五一号　限定承認者　金田日出男こと　金　日東

限定承認公告

本籍兵庫県三田市木器六一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　善樹

右被相続人は平成二十二年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年三月二十八日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月八日

兵庫県三田市木器六一〇番地　相続財産管理人　吉田　潤

限定承認公告

本籍高知県高岡郡四万十町十和川口六八一番地、最後の住所北九州市小倉南区中貫一丁目一一番五七―一〇三号　被相続人　亡　坂本　忠三

右被相続人は平成二十二年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十三年三月二十三日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月八日

大分県中津市大字上宮永二丁目六二番地二　相続財産管理人　坂本　秀樹

限定承認公告

本籍沖縄県国頭郡今帰仁村字越地四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松田　弘子

右被相続人は平成二十二年十一月三十日死亡しその相続人は平成二十三年三月十八日那覇家庭裁判所名護支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月八日

沖縄県浦添市字港川二八一番地一五　限定承認者　松田　美貴

沖縄県那覇市久茂地一丁目二の二〇　ＯＴＶ国和プラザ八〇五弁護士法人那覇綜合

右限定承認者代理人　弁護士　宮﨑　政久

根抵当権譲渡の公告

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、日本振興銀行株式会社が有する元本確定前の根抵当権（未登記のもの及び仮登記がされているものを含みます。）は、日本振興銀行株式会社と株式会社第二日本承継銀行との間の平成二十三年四月一日付事業譲渡契約に基づき、平成二十三年四月二十五日をもって日本振興銀行株式会社から株式会社第二日本承継銀行に対しその担保すべき債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の全部とともに譲渡されます。

二、前項の根抵当権は、当該根抵当権の譲渡の後においても譲渡対象債権を担保するものとします。

三、前二項に異議のある根抵当権設定者は、平成二十三年四月二十二日までの間に日本振興銀行株式会社に対しお申し出下さい。

平成二十三年四月八日

譲渡金融機関　東京都千代田区神田司町二丁目七番地　日本振興銀行株式会社

金融整理管財人　東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号　預金保険機構

譲受金融機関　東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号　株式会社第二日本承継銀行

代表取締役　篠窪　進　理事長　田邉　昌徳

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月十日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月八日

東京都千代田区紀尾井町四丁目一番ニューオータニガーデンコート二八階　マッコーリー・リアルエステート・キャピタル株式会社

代表取締役　ポール・シェルトン

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月八日

愛知県名古屋市東区泉一丁目二番八号　株式会社ラハイナコーポレーション

代表取締役　中西芳比朗

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月八日

大阪府大阪市福島区福島四丁目六番三一号　機動建設工業株式会社

代表取締役　桐野　誠和

訂正公告

平成二十二年九月十七日（号外第一九八号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④「兵庫県神戸市兵庫区福原町１番３号102号室　廃止した従たる事務所　兵庫県神戸市中央区北長狭通１丁目２番６号百蘭ビル３階」とあるは「兵庫県神戸市中央区北長狭通１丁目２番６号白蘭ビル３階　廃止した従たる事務所　兵庫県神戸市兵庫区福原町１番３号102号室」、⑦「兵庫県神戸市兵庫区福原町１番３号102号室」とあるは「兵庫県神戸市中央区北長狭通１丁目２番６号白蘭ビル３階」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年四月八日

兵庫県神戸市中央区北長狭通一丁目二番六号白蘭ビル三階　有限会社アートハウス

取締役　河村　和樹

訂正公告

平成二十三年二月十八日（号外第三十二号）掲載の株式会社ヴィーヴルに係る資本金の額の減少公告及び第十一期決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告の住所「徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓一番地二」とあるは「徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓１番地２０１」、第十一期決算公告の住所「徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓１番地２」とあるは「徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓１番地201」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年四月八日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月七日付特第二六号四ページ　調達第六六号二四ページ●

●同月八日付第七五号一二八ページ●同日付政府

ージ●同月八日付参会第六号八〇ページ

三月十八日付参会第六号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）